

業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、環境放射線監視テレメータシステム局舎自家用発電機点検業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

環境放射線監視テレメータシステム局舎自家用発電機点検業務

（2）業務の内容

令和8年度環境放射線監視テレメータシステム局舎自家用発電機点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和9年3月5日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

（契約保証金の納付及び返還等）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。
- 5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 6 第12条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第6条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、本件業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(経費の負担)

第7条 業務の実施に必要な材料、機材、機器等は、全て乙の負担とする。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(成果報告書の提出)

第9条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく仕様書に基づく業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格した後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
 - (3) 甲の委託方針が変更されたとき。
 - (4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第13条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第17条 乙は、この契約によりネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施する場合は、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年 月 日

新潟県柏崎市三和町5番48号

甲 新潟県
新潟県放射線監視センター所長 土屋 江理子 

住所

乙

氏名 

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

本業務委託契約書 第17条に規定する文言の定義について

1 ネットワーク

サーバ、パーソナルコンピュータその他機器を相互に接続するための通信網及びこの通信網を構成する機器をいう。

2 情報処理システム

新潟県情報処理システム運用規定第2条に定める情報処理システムをいう。

（上記の情報処理システムとは、所管課等及び地域機関等において、サーバ、パーソナルコンピュータ等を利用して事務処理を行うために必要なデータ処理の体系をいう。）

3 情報資産

情報資産（複製を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク、情報処理システム及びこれらに関する設備、モバイル端末、電磁的記録媒体。
- (2) ネットワーク及び情報処理システムで扱う情報。
- (3) ネットワーク構成図及び情報処理システム。